

仕様書

件名：業務用自動車賃貸借契約

※沖縄県衛生環境研究所長（以下「甲」という）、賃貸借業者（以下「乙」という）

1 車両の種類

車種は小型乗用車（1800cc 以上 2000cc 以下、4WD）とし、車体の色は白色又は銀色とする。

※詳細は別紙「自動車主要装備一覧」による。

2 賃貸借期間

令和 7 年 3 月 1 日～令和 13 年 2 月 28 日（72 ヶ月）

※令和 7 年 3 月 1 日に納車できない場合、代車（契約車輛と同程度以上）を貸し出すこと。

3 車両の環境仕様

低排出ガス認定に係る基準である平成 30 年基準 75%低減レベルに適合する低排出ガス車とする。

4 保証金

入札保証金は、沖縄県財務規則第 100 条による

契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条による

5 契約の解除

本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約のため、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を解除することができるとする。

地方自治法

（長期継続契約）

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百三十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

6 公租公課

賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

7 車両保険

乙は、この契約期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとし、手続きに関して全て乙が行うものとする。

（1）対人賠償責任保険 無制限

（2）対物賠償責任保険 無制限（免責金額 0 円）

- | | |
|---------------|--|
| (3) 人身傷害 | 3,000 万円 |
| (4) 搭乗者傷害責任保険 | 3,000 万円 |
| (5) 無保険車傷害 | 無制限 |
| (6) 車両保険 | 1 年目 車両本体価格
2 年目以降は残存価格による (免責金額 0 円) |

※詳細は別紙「任意保険内容」による

8 保守点検

乙は、この契約期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、磨耗部品、油脂類の交換 (タイヤ、バッテリーを含む)

前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時によりこれにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

9 代車の提供

乙は、車輛の引渡し期日 (令和 7 年 3 月 1 日) に納車できない場合及び保守点検や修理等により 2 日以上の日数を要すると認めるときは、甲に対し代車 (契約車輛と同程度以上) を無償で貸し渡すものとする。ただし、甲が代車を必要としない場合はこの限りではない。

10 賃貸借料の支払い

賃貸借料は毎月払いとし、甲は適正な請求書を受領した後、これを速やかに支払うものとする。